

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域
パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区押上1-1-2
令和7年8月8日～令和7年10月7日（2ヶ月）
地域2（東北支社が所掌する区域）、地域3（関東支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者であるパナソニック産機システムズ（株）は、令和7年1月31日、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、国土交通省関東地方整備局長より監督処分（営業停止22日間）を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措 置 要 件	地域及び期間
（建設業法違反行為） 10 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以 上